

千葉県告示第832号

道路の区域の決定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年10月6日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年10月6日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名並びに敷地の幅員及びその延長

路線名	敷地の幅員 (m)			延長 (m)
長洲53号線	5.00	～	5.00	36.3
大森町94号線	6.00	～	6.00	160.8
大森町95号線	6.00	～	6.00	116.5
大森町96号線	5.00	～	5.00	26.1
星久喜町184号線	5.50	～	6.00	106.9
小倉町222号線	5.50	～	5.51	116.6
若松町252号線	5.00	～	5.00	98.6
宮野木町342号線	5.00	～	5.00	128.5
園生町220号線	6.00	～	6.01	261.8
千種町98号線	5.00	～	5.00	81.1
おゆみ野有吉23号線	5.00	～	5.00	29.8
古市場町107号線	5.00	～	6.01	72.0
大膳野町30号線	5.00	～	5.01	48.8
土気町162号線	5.00	～	5.00	52.6